

全建総発第 3 号
令和 4 年 4 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」
受講済者の優先使用について

一般社団法人全国クレーン建設業協会では、建設機械に起因する労災事故を防止するため、オペレーターに対し、「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を実施し、個々の建設現場では当該安全教育を受講したオペレーターの優先使用を推進しております。

この度、同協会より、作業現場では当該安全教育を受講したオペレーターが浸透してきているとのことですが、更なる建設機械に起因する労災事故の撲滅に向けて、今後も当該安全教育を受講したオペレーターを優先して使用していただくよう要望がありました。

当該講習は、建設キャリアアップシステムにおいても本講習の受講が技能者情報とされ、広く認識されております。

つきましては、貴会会員の皆様に対し、周知方よろしく願いいたします。

以 上